

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年7月16日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	くさぶえの家
指定期間	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法（以下、「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 ・ 法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。 ・ 川崎市自閉症者社会自立促進事業実施要綱等に規定する地域サービス事業に関すること ・ 施設の維持管理に関すること。
指定管理者	名称：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者：長谷川 忠司 住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（内線：33821）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	くさぶえの家は自閉症者に対する支援を行う専門施設として、行動障害をはじめ多様な特性を有する利用者で、他の施設では支援が困難とされる方を積極的に受け入れ、個別の希望とニーズに基づいた支援を丁寧に行うことにより、自閉症を有する利用者・家族等から極めて高い信頼を寄せられており、増え続ける利用希望者と障害の重度化に対応するため、十分な人員配置と高い支援技術が求められるが、そのための人員確保や研修等による支援技術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	自閉症者についても、利用者の障害の重度化・多様化が進んでいる中、必要があれば作業活動以外でもマンツーマンで支援を行い、あるケースにおいては、箸が使えるようになり、立った姿勢を持続できるようになり、作業に集中して取り組めるに至った。また、自閉症者は意思疎通に困難を有することが多く、手厚い支援が求められている状況の中においても、利用者一人一人の意思決定支援を基本とする様々な取組を行うよう努めている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告された結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行った。 利用者に関わる事故については、事故対応マニュアルにて未然防止と事後対応を標準化し、また、ヒヤリハット事例の報告・共有を行っている。 災害等への対策については、対応マニュアルを整備しているほか、単独あるいは合築の末長こども文化センターと合同で年に6回の避難訓練・家族による引取訓練を実施し、地域や関係者とともに備えを行っている。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	利用者の障害の重度化・特性の多様化を見据えて、専門機関とより緊密に連携し、また研修等を通じて他施設の取組に学ぶ必要がある。一方、社会全体の障害理解の推進と協力関係構築のため、自閉症者についての豊富な経験と専門的スキルを有する立場として、また責任ある社会の一員として地域の支援機関への自閉症についての積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識した取組を進めることが求められる。

5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	
---	---------------------------------	--

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																		
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況を把握に努めた。また、電話による聴取りや必要に応じて実地調査を行い、問題解決に向けて協議・指導を実施した。																		
2	制度活用による効果はあったか。	<p>通所時間内の支援の充実にとどまらず、地域サービス事業によって、自閉症者の生活全般や当事者と接する支援者等へのサポートを展開し、それによって培ったノウハウを講義等の形で還元し、自閉症についての地域全体の障害理解や支援スキルの向上に寄与している。</p> <p>このような運営姿勢とサービス内容が利用者・家族等から評価され、高い利用率を維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、さらなるサービスの向上も期待できる。</p> <p>【利用者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>自立訓練</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		定員	H23	H24	H25	H26	生活介護	24	25	28	29	30	自立訓練	6	4	2	1	1
	定員	H23	H24	H25	H26															
生活介護	24	25	28	29	30															
自立訓練	6	4	2	1	1															
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>重度の利用者を今後も多く受け入れ、安全・安心を確保しつつその人らしい生活を支えていくには、より高度で適正な支援をするための人員の確保が求められており、それを可能とするため、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。</p> <p>開所してから21年が経過し、設備の経年劣化が進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。</p>																		
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内の障害福祉サービス事業所の運営形態の現状（民設民営又は公設民営）については、障害者を取り巻く状況の変化に対応できる形で検証していく必要がある。																		

4. 今後の事業運営方針について

<p>障害福祉サービス事業所については、障害者総合支援法による給付費及び利用者負担により施設運営がなされている。また、法改正により、障害の範囲の拡大や高齢化に伴う障害の重度化・重複化など、障害者を取り巻く環境は急速に変化しており、個別の状況に応じた適切なサービスの提供が求められている。そのため、現在の運営形態を継続しつつ、障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な仕組みを検証・構築していく必要がある。</p>
--